

## 中土佐町木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

令和4年3月18日  
中土佐町告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中土佐町における既存木造住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、当該既存木造住宅の耐震改修工事を行う者に対して、中土佐町補助金交付規則にもとづき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 中土佐町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）第3条に規定する対象住宅をいう。
- (2) 木造住宅耐震診断 事業実施要綱の規定に基づき実施した耐震診断をいう。
- (3) 上部構造評点 事業実施要綱第2条第2号に規定する耐震診断による上部構造評点をいう。
- (4) 登録設計事務所 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱（平成17年6月6日制定。以下「県登録制度要綱」という。）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (5) 登録工務店 県登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (6) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、登録工務店が施工するものをいう。
- (7) 耐震改修計画作成 登録設計事務所に所属する耐震診断士が耐震改修工事を実施するための設計図書（計画書及び積算見積書を含む。）を作成することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 現に居住の用に供している、または改修工事実施後に居住の供される既存木造住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等町長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。
- (2) 中土佐町税及び県税等を滞納していないこと。
- (3) 規則第4条に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う既存木造住宅の耐震改修計画作成又は耐震改修工事で、別表1に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

- (1) 補助金の額は、別表2に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、町長が認める額とする。
- (2) 補助対象者が行う工事のうち、耐震補強に明らかに寄与しない工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 中土佐町税納税証明書

- (2) 高知県税納税証明書
  - (3) 耐震診断報告書（写し）
  - (4) 改修計画書
  - (5) 位置図，配置図，平面図等（改修内容の記載されたもの）
  - (6) 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書
  - (7) 耐震改修工事費見積内訳書
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないとき認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
- （事業内容及び補助金等の変更）

第8条 第7条第1項の決定を受けた補助対象者は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は中止の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- （実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業完了後30日以内または当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 改修工事後の耐震診断報告書（選任した耐震診断士が作成したもの）
- (2) 竣工図（改修内容の記載されたもの）
- (3) 写真（全ての補強箇所の補強内容等が確認できるもの）
- (4) 耐震改修計画作成費契約書（写し）
- (5) 耐震改修計画作成費領収書（写し）
- (6) 耐震改修工事請負契約書（写し）
- (7) 耐震改修工事費領収書（写し）
- (8) 竣工図（改修内容の記載されたもの）

- 2 補助金申請者が、補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を登録事業者に委任する場合は、請求及び受領委任状（第7号様式）を添付しなければならない。
- （補助金の確定）

第10条 補助金の確定に係る通知は、補助金確定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 補助対象者は、第10条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（第6号様式）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 町長は、第1項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。
- （補助金の交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(現場検査等)

第14条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現場検査をすることができる。

2 現場検査をするときは、補助対象者は登録工務店に所属又は連携する耐震診断士若しくは選任した耐震診断士を現場に立ちあわせなければならない。

(整備保管)

第15条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月26日中土佐告示第22号)

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則 (平成22年6月10日中土佐告示第23号)

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則 (平成22年12月24日中土佐告示第45号)

この要綱は、平成22年12月24日から施行し、平成23年1月4日から適用する。

附 則 (平成24年1月12日中土佐告示第1号)

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則 (平成27年5月8日中土佐告示第53号)

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日中土佐告示第51号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月23日中土佐告示第112号)

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日中土佐告示第23号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日中土佐告示第42号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日中土佐告示第39号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日中土佐告示第17号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日中土佐告示第9号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

事業区分	補助要件	
耐震改修計画作成	昭和56年以前に建築され、耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値	町長が別に定める方法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上又は高知県が別に定める基準以上となるもので、原則として引き続きその耐震改修計画により耐震改修工事を行うものであること。
耐震改修工事	（以下「評点」という）が1.0未満と診断された住宅にかかるもの又は、耐震診断士が精密診断法により診断した結果、評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの。	町長が別に定める方法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上又は高知県が別に定める基準以上となるものであること。 住宅所有者が耐震改修工事の現場確認等を実施する耐震診断士を選任するものであること。

備考

- 1 既存木造住宅が本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 2 既存木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反を是正することとなるものについては、この限りではない。

別表2

事業区分	補助金限度額
1. 耐震改修計画作成	1棟当たり300,000円（共同住宅及び長屋にあつては補助対象経費の3分の2以内の額又は1棟当たり411,000円のいずれか低い額）
2. 耐震改修工事	（1）1棟当たり1,225,000円（共同住宅及び長屋にあつては1戸当たり462,000円又は1棟当たり1,851,000円のいずれか低い額）